

一般社団法人 福音讃美歌協会 顧問規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第46条に基づき、一般社団法人 福音讃美歌協会（以下「この法人」という）の顧問に関する事項について定めたものである。

(顧問)

第2条 この法人の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- (1) この法人の事業の発展向上のために有益な助言及び活動をなしうる者。
- (2) この法人の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する者。

(選任及び委嘱の方法)

第3条 顧問は、前2条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

2. 顧問の人数は1～3名とする。

(任期)

第4条 顧問の任期は特に設けない。ただし、本人の申し出あるいは理事会の議決により退任することができる。

(報酬)

第5条 顧問は無報酬とする。ただし、顧問としての活動にかかった経費は、理事会の承認を経て実費を支給する。

(職務)

第6条 顧問は、この法人の運営に関し意見を述べることができる。

2. 顧問は、理事会に対し、総会、理事会及び各種委員会等への出席を求めることができる。
3. 顧問は、理事会の要請により、総会、理事会及び各種委員会等に出席し、発言することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

附則 この規程は、2020年6月より施行する。